

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

国民年金 事案 282

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成2年3月まで

私は、会社勤めをしてお金を貯め、苦勞して通信制の大学へ行ったので、申立期間中は国民年金に加入していなかったが、そのことがずっと気掛かりだったので、会社を退職後、二人目の子供が生まれる前に、学生の頃に納付していなかった国民年金保険料を納付しようと思い、平成12年6月頃に社会保険事務所（当時）に電話で確認した。すると、電話に出た男性職員から、「現金を持参すれば遡って納付できます。」と言われたので、数日後にコンビニエンスストアで余分に25万円を引き出し、同事務所を訪問して申立期間の保険料20万円弱を納付した。その際、男性職員から、「年金手帳が証拠になります。」と言われたことから、領収書を受け取らないまま帰宅し、母や主人などにたしなめられたことを覚えている。

保険料は間違いなく納付しており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年6月頃、学生の頃に納付していなかった国民年金保険料を納付しようと思い、社会保険事務所に電話で問い合わせたところ、現金であれば窓口で納付できると説明されたことから、数日後に同事務所を訪問の上、申立期間の保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人が遡って納付したと主張する保険料額は申立期間の保険料を実際に

納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が所持する金融機関の預金通帳には保険料を納付したとする前日にコンビニエンスストアで当該金額が引き出された記録が確認できる。

また、実家にいた申立人の母親は、当時二人目の子供を妊娠していた申立人と頻繁に電話で連絡を取り合っていたとしており、そのやりとりを当時使用していた手帳に記入したことを記憶していると主張しているところ、その母親が保管する平成12年の手帳には申立人の主張を裏付ける国民年金保険料の納付場所や納付金額等が正確に記載されている上、その記載についても手帳の他の記述から当時記入されたものと推認できる。

さらに、申立期間の保険料は、申立人が保険料を納付したとする時点では、時効により納付できない期間であるものの、平成21年12月25日に公表された社会保険庁（当時）の「国民年金保険料の時効後収納に関する調査結果について」において、申立人が納付したとする社会保険事務所では、16年4月からの2年間に時効後に収納した事例が6件報告されていることを踏まえると、当該社会保険事務所においては、時効消滅した保険料であっても、そのことを了知しつつ、保険料の収納を行っていたと認められ、申立人についても、同様に処理を行ったと考えられることから、申立人の申立期間に係る年金受給の期待権は尊重されるべきであり、時効を理由に申立期間の保険料を納付済期間としないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。